

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物が地下にある土地の区域の指定 (環境対策課)	2
◎告示(港湾施設の概要)の一部改正 (港湾・海岸課)	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部を改正する規則	2
◎高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	2

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月10日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第48号

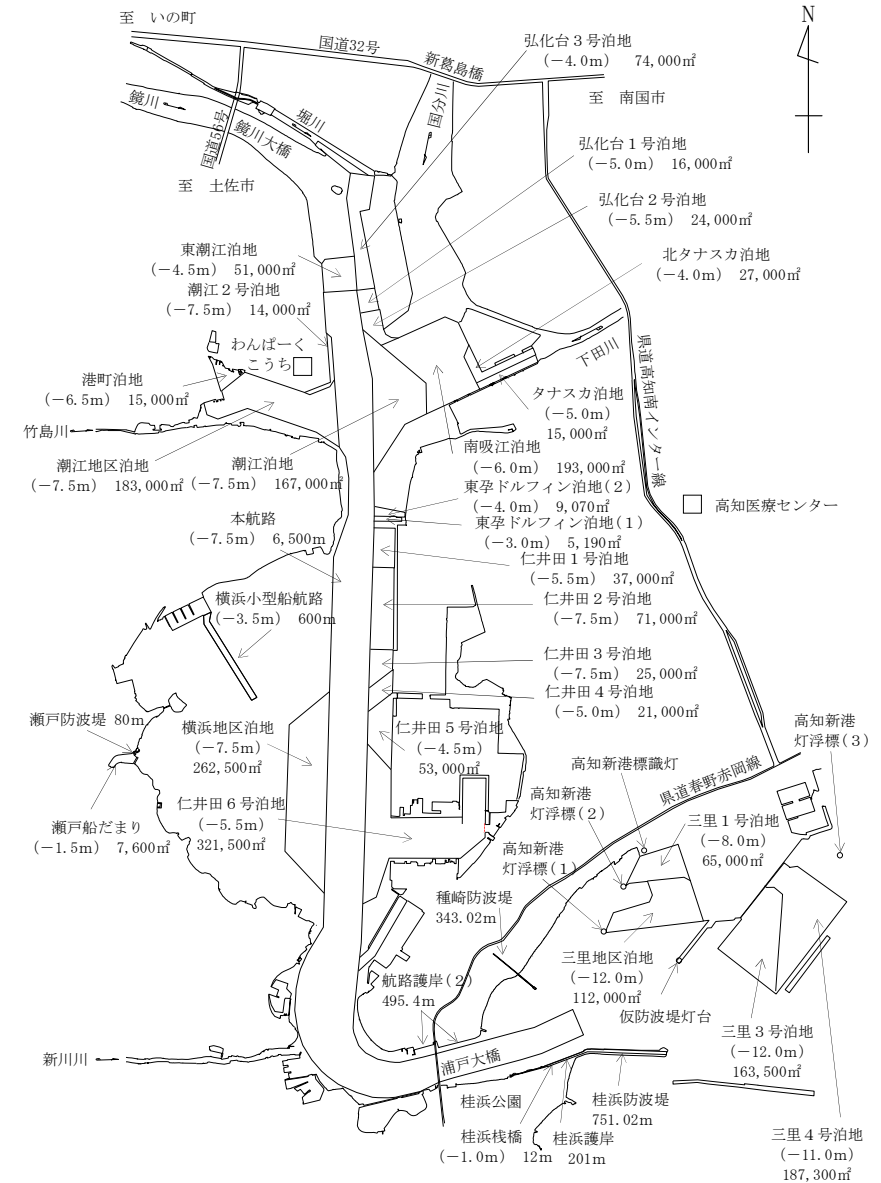
高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則(昭和29年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第2の別図1を次のように改める。

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

別図1 高知港航路等の区域図



備考 航路護岸(2)は、国との港湾施設管理委託契約における航路護岸②を示す。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第721号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定する。

令和3年8月10日

高知県知事 濱田 省司

1 指定区域

香南市野市町西佐古字西王子431番1、432番1及び432番2の各一部

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号に掲げる埋立地

高知県告示第722号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

令和3年8月10日

高知県知事 濱田 省司

表の高知港の外郭施設の項中「延長617.02m」を「延長751.02m」に、「延長335m」を「延長201m」に改める。

教 育 委 員 会 規 則

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月10日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第7号

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部を改正する規則

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立日高特別支援学校の項を次のように改める。

高知県立日高特別支援学校	知的障害	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		高知みかづき分校	高等部	普通科

		高知しん ほんまち 分校	中学部 高等部	普通科
--	--	--------------------	------------	-----

附 則

この規則は令和4年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月10日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第8号**

**高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和47年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「及び寄宿舎指導員日誌」を削り、同項第4号中「物資受払簿」を「検収表」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 寄宿舎指導員日誌

第15条第2項中「寄宿舎要覧」を「表簿」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる表簿にあつては5年間、その他の表簿にあつては1年間保存しなければならない。別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。